

令和8年2月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和8年2月4日開催

会 議 録

開催日時		令和8年2月4日（水）	午後2時00分 開会	午後3時20分 閉会		
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室				
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 和田 英邦、 <small>教育長職務代理者</small> 伊東 義晃、委 員 山崎 與吉 委 員 坂田 葉子、委 員 鎌本 かおり				
	事 務 局	説 明 員	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司
			学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	登野 千夏
			学校教育部主幹	田村 貴史	社会教育部次長	松野郷正文
事 務 局	事 務 局 職 員	学務課長	江渕 賢一	文化振興課長	坂本 剛	
		教職員課長	山下 聡司	文化ホール担当課長	吉川 泰美	
		教育指導課長	工藤 秀敏			
傍 聴 者		0人				
公開・非公開の別		一部非公開				
会 議 次 第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和8年度教育行政方針について ・議案第2号 和解について ・議案第3号 令和7年度一般会計予算の補正について ・議案第4号 令和8年度教育予算について ・報告第1号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱（臨時代理）について ・報告第2号 契約の締結（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市議会令和7年第4回定例会の報告について (2) 令和7年度教育奨励賞の決定について (3) 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について (4) 令和8年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について (5) 第9回井上靖記念文化賞受賞候補者の推薦受付状況について (6) 第5次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の結果について 				

- | | |
|--|-------|
| | 6 その他 |
| | 7 閉会 |

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和8年2月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は坂田委員、鎌本委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和7年4月定例会の会議録については、会議録署名委員に近藤委員と坂田委員を指名しておりましたが、近藤委員が退任されたため、改めて伊東委員と坂田委員を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません</p>
各 委 員 長	<p>それでは、令和7年4月定例会の会議録署名委員には伊東委員と坂田委員を指名します。</p>
各 委 員 長	<p>令和7年4月定例会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和7年4月定例会の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、5月定例会から令和8年1月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、これら9回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審議事項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 委 員 長	<p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第1号から議案第4号まで、報告第1号から報告第5号まで、報告事項(2)、報告事項(3)及び報告事項(5)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号から議案第4号まで、報告第1号から報告第5号まで、報告事項(2)、報告事項(3)及び報告事項(5)は、秘密会といたします。</p>

<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>また、報告第1号及び報告第3号から報告第5号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号及び報告第3号から報告第5号までは、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>《 報告事項 》</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)「旭川市議会令和7年第4回定例会の報告について」、報告願います。</p>
<p>学 校 教 育 部 長</p>	<p>旭川市議会令和7年第4回定例会の会期は、令和7年12月2日から12月17日までの通算16日間でした。</p> <p>学校教育部所管事項に係る質疑の概要についてですが、令和7年12月8日から10日まで行われた一般質問におきまして、日本共産党のまじま議員から、給食費の値上げ改定の主な要因について質問があり、米価が高値で推移する中で、給食費を据え置いた場合、必要な栄養価やエネルギー量が確保できず、栄養バランスが疎かとなり、食育という観点からも課題があり、児童生徒にとって望ましい給食を提供するため、値上げの改定としたことを答弁しました。</p> <p>次に、公明党の駒木議員から、不登校支援の強化のため、本市にも学びの多様化学校を設置することに関して、市教委の見解について質問があり、既存の学校生活になじめず、苦しんでいる子どもたちに対し、柔軟なカリキュラムや、充実した体験学習を提供していく上では、学びの多様化学校が果たす役割は大きいものと考えており、本年9月に文部科学省から講師を招き、市教委職員を対象とした研修を開催するなど、設置に向けた検討を進めてことを答弁しました。</p> <p>次に、民主・市民連合の江川議員から、子ども未来リユースバンク創設に関して、どのような学用品等を想定しているか質問があり、リユースの対象品目としては、保護者へのアンケート結果を踏まえ、制服やスキーなど高額な学用品に加え、希望の多い教材のうち彫刻刀などを想定しており、回収や譲渡方法とあわせて、課題を整理しながら、検討を行っていることを答弁しました。</p> <p>次に、12月12日と15日で行われた補正予算等審査特別委員会におきまして、旭川市民連合の塩尻委員から、給食施設整備費の事業概要について質問があり、学校給食調理所においては、人員不足や施設設備の老朽化等の課題がある中、持続的かつ安定的な給食提供体制の構築に向け、現在、それぞれ単独調理所となっている愛宕東小学校と愛宕小学校を令和8年度から、愛宕東小学校を調理校、愛宕小学校を受配校とすることを答弁しました。</p>
<p>社 会 教 育 部 長</p>	<p>社会教育関係につきましては、一般質問におきまして、2会派2人から質問がありました。</p> <p>旭川市民連合の高木議員から、蛍光灯製造中止への対応に関し、社会教育</p>

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p> <p>松野郷社会教育部次長</p>	<p>部でのLED化への進捗状況についての質問があり、科学館や中央図書館等では今年度末までに完了すること、また、神楽公民館・図書館の一部でもLED化を実施しており、他の施設についても引き続きLED化を進めていくことを答弁しています。</p> <p>次に、民主・市民連合の上野議員から、部活動改革及び地域クラブ活動の今後の取組についての質問があり、文化系部活動についても活動に親しむ機会を確保し、多種多様な活動に参加できる環境を整備していく必要があります。状況を見極めながら地域展開の実現に向け検討を進めると答弁しています。</p> <p>次に、補正予算等審査特別委員会において、民主・市民連合の上野委員から科学館光熱水費の補正予算に関して、不足となった要因や年度途中で不足とならないような予算措置についての質問があり、寒冷だった春先や夏の猛暑、また、特別企画展等により来場者数が多かったこと等により、冷暖房稼働率が高かったことが要因と考えていると答弁し、また、実態と乖離しているのは予算措置上の課題と認識しており、より実態に近い予算となるよう精度の高い措置は必要であると副市長が答弁しています。</p> <p>本報告について、御意見、御質問はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「旭川市議会令和7年第4回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（４）「令和8年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について」、報告願います。</p> <p>先月1月11日（日）、旭川市民文化会館におきまして、令和8年旭川市20歳を祝うつどいを、午前の部・午前11時から、午後の部・午後3時からの2回に分けて開催いたしました。教育委員の皆様には、御多忙の中、また、長時間にわたり御出席を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>今年の対象者数は、2,429人で、当日の参加者数は、午前の部が914人、午後の部が1,021人、合計1,935人で、参加率は、79.7%となっています。前年（令和7年）と比較しますと、参加者数は81人減少、参加率は1.1ポイント増加しました。</p> <p>つどいのプログラムは、資料のとおりで、会場の様子をYouTubeでライブ配信しました。また、式典後のアトラクションでは、協賛企業様から頂いた旭川の地場産品を中心とした賞品が当たる抽選会を行ない、会場は大いに盛り上がりおりました。</p> <p>このほか、総合庁舎1階では、実行委員が制作したフォトスポットやメッセージボードの設置、市内の茶道団体による呈茶など、つどいに参加された20歳の多くの方々に楽しんでいただきました。</p> <p>運営の中心を担った実行委員につきましても、事前の準備、あいさつ、司会など、それぞれの役割を生き生きとしっかり果たしていただき、当日は、大きなトラブルも無く、無事に終えております。</p> <p>今後、実行委員会、最後の会議を行い、令和9年の開催日時等を決定する予定です。その内容につきましては、3月の教育委員会議会で御報告させていただきます。</p> <p>令和8年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果についての御報告は、以</p>
--	---

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>上です。</p> <p>本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「令和８年旭川市２０歳を祝うつどいの開催結果について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（６）「第５次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の結果について」、報告願います。</p> <p>本計画（案）は、第４次推進計画期間が今年度で終了いたしますことから、国及び道の第５次計画を踏まえ、関係団体等の御意見や旭川市教育委員会会議での御審議をいただいたうえで、昨年１２月１９日から１月２０日までの期間で、計画（案）に対する意見提出手続を広く市民に対し実施したものです。</p> <p>今回の意見提出手続でいただいた御意見は、個人から４件となっております。その内容は、学校図書館司書に関するものやＩＣＴに係るものがあり、「計画を進めていく上で参考とする御意見」が２件、「計画案と概ね同じとする御意見」が２件となっております、各御意見に対する考え方については、資料に記載したとおりです。</p> <p>「全ての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境」づくりを掲げた基本理念のほか、図書館、家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校が互いに連携協力しながら取り組むこととしている、子どもから大人までの継続的な読書習慣の形成、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進、の４つの取組についても、概ね賛同をいただけたものと考えており、いただいた御意見による計画案の変更点はありません。</p> <p>この度の結果については、２月に開催する図書館協議会に報告した後、市のホームページで公表するほか、市政情報コーナーや各支所、公民館に配付いたします。また、最終の計画（案）につきましては、３月に図書館協議会及び教育委員会会議において御審議いただいた後、今年度内に決定する予定です。報告は以上です。</p>
登野社会教育部次長			
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。</p> <p>それでは、報告事項（６）「第５次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の結果について」は、報告を受けたこととします。</p>
			《 そ の 他 》
教 各 事	育 委 務	長 員 局	<p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
			《 秘 密 会 》
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。 議案第１号「令和８年度教育行政方針について」、説明願います。</p>

教育政策課主幹	<p>本件につきましては、1月21日に開催しました教育委員会協議会においていただきました御意見などを踏まえ修正したものです。</p> <p>私からは、「はじめに」と「むすび」、「学校教育」について、説明いたします。</p> <p>まずは、全体的に平易な表現で伝えることや言葉の適正さの吟味等による修正を行っており、「はじめに」及び「むすび」につきましても、軽微な修正を行いましたが、内容に変更はございません。</p> <p>次に、「学校教育」についてです。いじめ・不登校対策につきましては、掲載箇所に関する御意見をいただきましたので、健やかな体の育成の項目の次に掲載いたしました。</p> <p>また、いじめ対策につきましては、これまでの不登校重大事態の調査結果を踏まえ、きめ細かな再発防止に取り組み、「旭川モデル」を着実に推進していく記載を、「学びの多様化学校」につきましては、市立での義務教育学校の特例校として整備する記載を追加しました。</p> <p>次に、学校給食につきましては、全体の流れを考慮し、大項目「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」の最後としました。また、小学校につきまして、当初想定していた保護者負担分が、予算査定により増額配分され公費負担となり、保護者の負担額が発生しなくなりましたので、その旨の修正を行っております。</p> <p>次に、大会選手等派遣費補助金の拡充につきましては、部活動の地域展開との兼ね合いに関する御意見をいただきましたが、地域展開は、国が示す13年度までに段階的に拡大するもので、部活動は、当面の間、存続すること、また、市長公約でもあるため、文言を整理した上で、項目としては、残したところです。一方、地域展開の動向を踏まえて、補助対象者の扱いなど、現状の補助制度について検討が必要と考えております。</p>
松野郷社会教育部次長	<p>続きまして、社会教育について御説明いたします。</p> <p>「社会教育」に関する記述につきましては、1月21日開催の教育委員会協議会でお示しました案から、一部内容を精査し、修正したものといたします。</p> <p>修正した主な内容としましては、地域における学びの循環のうち、生涯学習フェアにつきましては、今年度と同様の継続事業であり教育行政方針全体の分量と事業予算規模を勘案し、削除いたしました。</p> <p>そのほか、一部、文章のつながりや、表現などについて吟味し、所要の修正を行っております。説明は、以上です。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和8年度教育行政方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。なお、今後、市政方針との兼ね合いを見ながら、文言等の微調整をさせていただく可能性がありますことを御了承ください。</p> <p>次に、議案第2号「和解について」、説明願います。</p>
教育指導課長	<p>本件は、いじめの重大事態に係る訴訟の和解による解決につきまして、旭</p>

川市議会第1回定例会に提案するよう、市長に意見を申し出るものです。

本訴訟は、原告が被告旭川市に対し、当該生徒が被害となるいじめを認知し、重大事態として早期に措置を講じなかったことや、当該生徒の自殺を予見し、それを回避するための措置を行わなかったことが当該生徒の自殺につながったものとして、損害賠償請求を行ったものであります。

令和7年6月に旭川地方裁判所において第1回口頭弁論が行われ、その後、6回、弁論準備手続が非公開で開催されております。

本市の対応といたしましては、学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったことや、再調査報告書の記載にあるとおり、いじめと自殺との間に事実上の因果関係があったことは認めております。一方、当時、学校が学級内でのいじめ行為を把握していたことや、いじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことは否認するとともに、重大事態としての認定はしていなかったものの、学校が関係生徒への聴き取りや原告への説明等を丁寧に行っていたことや、当該生徒が原告の管理下である自宅から失踪して亡くなっていることなどから、過失相殺や損益相殺について主張してまいりました。

12月22日に開催された第5回弁論準備手続において、裁判所から和解勧告の考え方が示され、令和8年1月26日に開催された第6回弁論準備手続において、裁判所から、和解条項案の提示を受けたところであり、市長部局や代理人弁護士との協議を踏まえ、次の6点を理由として、和解に応じる方針となったところです。

本訴訟においてこれまでの裁判手続により、本市の主張は尽くされていること、本市は、学校が被害生徒の入水自殺未遂以降、本事案をいじめ重大事態として取り扱わなかったことを除き、適切に対応しており、被害生徒の自殺に関して損害賠償責任を負わないと主張してきたが、裁判手続の中で裁判長から、学校の責任は免れないと示唆されており、この点における本市の主張についてこれ以上認められることは難しいと考えられること、また、本事案をいじめ重大事態として取り扱わなかったことについては当初から学校及び教育委員会に過失があると認めていること、本市の主張が全て認められたものではないが、裁判長から示された和解金額は、本市の主張を一定程度受け入れたものであり、適当な金額であると裁判長が認めたものであること、また、この和解案の考え方を受け入れず判決を受けたとしても当該金額を下回る可能性は低いと考えられること、さらに、和解案の考え方を受け入れず判決を受けた場合は、解決まで時間を要してしまい、教育委員会としては、社会的関心が高い本事案について、いたずらに長引かせることは適当ではなく、早期に解決することが望ましいと考えていること。

和解条項案の内容につきましては、本市が損害賠償として7千万円を原告に支払うこと、この金額は、本市のいじめ再発防止に向けた取組を原告も評価し、合意するものであること、7千万円のうち3千万円は、日本スポーツ振興センターの死亡見舞金を充当したため、本市は4千万円を支払うこと、原告はその他の請求を放棄すること、和解条項に定めるほかに債権責務が存在しないことを相互に確認すること、訴訟費用は各自の負担とすることとなっております。

補正予算案につきましては、賠償金4千万円のうち2千万円を本市が加

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>入している全国市長会の学校災害賠償保障保険を活用し、残りの2千万円を一般財源から支出するというものです。</p> <p>今後につきましては、2月の議会審議を経て、3月に裁判所の指揮の下、原告と和解に合意し、和解調書を作成した上で、本市から原告に和解金を支払うこととなります。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「和解について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号「令和7年度一般会計予算の補正について」、説明願います。</p> <p>本件は、令和7年度旭川市一般会計補正予算について、令和8年第1回定例市議会に議案を提出するよう、市長へ意見を申し出るものです。</p> <p>今回の学校教育部の補正につきましては、国の令和7年度補正予算により国庫補助金の交付決定が見込まれることなどから、令和8年度に予定しております事業の一部を令和7年度予算に前倒しして計上するものが9事業、光熱水費等の高騰によるものが4事業、その他の事業が3事業であり、また、債務負担行為を設定する事業が4事業となっております。</p> <p>まず、国の補正予算に伴い、令和8年度に予定しております事業の一部を令和7年度予算に前倒しして計上するものにつきまして、御説明いたします。</p> <p>給食施設整備費（小学校）補正額1,508万8千円につきましては、東町小学校の給食室のエアコン改修工事及び江丹別小学校の給食室のエアコン設置工事に係る経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費としてその全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、国庫補助金が245万5千円、市債が1,240万円、一般財源が23万3千円となっております。</p> <p>次に、学校施設大規模改修費（小学校）補正額2億4,188万2千円につきましては、向陵小学校トイレ改修及び神楽小学校暖房設備改修に係る工事の経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費として全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、国庫補助金が5,659万3千円、市債が1億8,460万円、一般財源が68万9千円となっております。</p> <p>次に、学校施設大規模改造費（小学校）補正額1億3,966万円につきましては、非構造部材の耐震化工事に係る経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費として全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、国庫補助金が4,401万8千円、市債が9,530万円、一般財源が34万2千円となっております。</p> <p>次に、学校施設大規模改修費（中学校）補正額2億5,664万8千円につきましては、旭川中学校給水設備改修及び広陵中学校暖房設備改修に係る設計、春光台中学校トイレ改修、明星中学校暖房設備改修に係る工事の経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費として全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、国庫補助金が4,954万6千円、市債が2</p>
<p>中瀬学校教育部次長</p>	

億170万円、一般財源が540万2千円となっております。

次に、学校施設大規模改造費（中学校）補正額6,755万円につきましては、非構造部材の耐震化工事に係る経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費として、全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、国庫補助金が1,971万6千円、市債が4,770万円、一般財源が13万4千円となっております。

次に、豊岡小学校増改築費補正額5,070万円につきましては、旧屋体及び渡り廊下の解体に係る工事の経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費として全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、国庫補助金が1,492万8千円、市債が3,440万円、一般財源が137万2千円となっております。

次に、永山西小学校増改築費補正額4億円につきましては、グラウンド整備に係る工事の経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費として全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、国庫補助金が2,020万円、市債が3億7,980万円となっております。

次に、学校施設冷房設備整備費（小学校）補正額2億2,773万3千円及び学校施設冷房設備整備費（中学校）補正額7億6,839万5千円につきましては、普通教室等へのエアコン設置業務に係る経費を補正するものであり、事業費は、繰越明許費として全額を令和8年度に繰り越す予定です。財源は、小学校費が、国庫補助金が6,817万8千円、市債が1億5,720万円、一般財源が235万5千円、中学校費は、国庫補助金が2億508万3千円、市債が5億6,130万円、一般財源が201万2千円となっております。

次に、燃料費や光熱水費の高騰に伴い、予算が不足する見込みのため、補正しようとするものについて、御説明いたします。

東旭川学校給食センター管理費補正額432万2千円、学校施設管理費（小学校）補正額7,073万8千円、学校施設管理費（中学校）補正額3,432万9千円、富沢ふれあいの家管理費補正額54万6千円の4事業となり、財源は、全て一般財源です。

次に、その他に事業として、管理事務費（教育政策課・中学校）補正額4,000万円につきましては、議案第2号でも御審議いただきましたが、いじめの重大事態に係る損害賠償請求訴訟について、和解に伴い損害賠償金を支払うため、補正するものです。財源は、諸収入として学校災害賠償補償保険金が2,000万円、一般財源が2,000万円となっております。

次に、特別支援教育振興費（小学校）補正額267万円及び特別支援教育振興費（中学校）補正額267万1千円につきましては、支給人数等の増加に伴い特別支援教育就学奨励費が増加し、扶助費の予算が不足する見込みとなったため、補正するものです。財源は、小学校費が、国庫補助金が133万5千円、一般財源が133万5千円、中学校費は、国庫補助金が133万5千円、一般財源が133万6千円となっております。

次に、債務負担行為の設定について御説明します。

令和8年4月1日から業務の履行を開始する必要があることから、令和7年度中に契約を締結するため、債務負担行為を設定するものであり、まず、令和8年度を期間とする事業につきまして御説明します。

松野郷社会教育部次長

学校運営充実費（小学校）につきましては、小学校の校務支援ソフトウェア使用料について、715万円を限度額とする債務負担行為を設定するものです。

次に、学校運営充実費（中学校）につきましては、中学校の校務支援ソフトウェア使用料について、357万5千円を限度額とする債務負担行為を設定するものです。

次に、学校ICT環境整備費につきましては、学校ICT支援業務委託料について、1,287万3千円を限度額とする債務負担行為を設定するものです。

次に、学校施設冷房設備整備費（中学校）につきましては、先ほど御説明しましたエアコンを設置する中学校20校の冷房設備整備費について、1億8,690万7千円を限度額とし、令和9年度を期間とする債務負担行為を設定するものです。

続きまして、社会教育部の令和7年度旭川市一般会計補正予算について御説明いたします。

今回の社会教育部の補正につきましては、国の令和7年度補正予算により今年度中に国庫補助金の交付決定が見込まれることなどから、令和8年度に予定する事業の一部を令和7年度予算に前倒しして計上するものが8事業、社会教育施設の燃料費や光熱水費の高騰によるものが7事業、寄附の増加による積立金の増額に伴うものが1事業、また、債務負担行為の設定する事業が2事業となっております。

はじめに、国の補正予算に伴い、令和8年度に予定しております事業の一部を令和7年度予算に前倒しして計上する8事業につきまして、御説明いたします。なお、これら8事業の補正額につきましては、繰越明許費として全額を令和8年度に繰り越す予定です。

文化芸術活動振興費補正額2千8万8千円につきましては、文化芸術活動振興事業実施に要する経費を補正するものであり、財源は、国庫補助金が813万7千円、その他の収入が139万9千円、一般財源が1千55万2千円となっております。

次に、井上靖記念館管理費補正額2千237万6千円につきましては、井上靖記念館の企画運営に要する経費を補正するものであり、財源は、国庫補助金が995万円、その他の収入が184万1千円、一般財源が1千58万5千円となっております。

次に、中原悌二郎賞関係費補正額50万9千円につきましては、中原悌二郎賞の企画立案に要する経費を補正するものであり、財源は、国庫補助金が25万5千円、一般財源が25万4千円となっております。

次に、彫刻美術館事業活動費補正額534万3千円につきましては、彫刻展示事業等実施に要する経費を補正するものであり、財源は、国庫補助金が250万7千円、その他の収入が8万5千円、一般財源が275万1千円となっております。

次に、旭川彫刻フェスタ開催負担金補正額30万円につきましては、旭川彫刻フェスタ実施に要する経費を補正するものであり、財源は、国庫補助金が15万円、一般財源が15万円となっております。

次に、野外彫刻管理費補正額223万9千円につきましては、野外彫刻の

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 学 校 教 育 部 長</p>	<p>修繕等に要する経費を補正するものであり、財源は、国庫補助金が19万2千円、その他の収入が36万5千円、一般財源が168万2千円となっております。</p>
	<p>次に、市民芸術マルシェ（仮称）運営費補正額120万円につきましては、市民芸術マルシェ（仮称）の事前調査等の実施に要する経費を補正するものであり、財源は、国庫補助金が60万円、一般財源が60万円となっております。</p>
	<p>次に、優佳良織普及促進事業補助金補正額428万9千円につきましては、優佳良織普及促進事業実施に要する経費を補正するものであり、財源の内訳としましては、国庫補助金が136万6千円、一般財源が292万3千円となっております。</p>
	<p>補正額全額を令和8年度に繰り越す予定の事業は、以上となります。</p>
	<p>続いて、燃料費や光熱水費の高騰に伴い、予算が不足する見込みのため、補正しようとする7事業について、御説明いたします。</p>
	<p>常磐館管理費補正額100万円、公民館管理費補正額132万8千円、図書館管理費補正額228万8千円、神楽市民交流センター管理費補正額234万2千円、文化会館管理費補正額291万8千円、大雪クリスタルホール管理費補正額148万8千円、彫刻美術館管理費補正額101万7千円の7事業となり、財源は全て一般財源となっております。</p>
	<p>続いて、寄附の増加による積立金の増額に伴うものについて、御説明いたします。</p>
	<p>文化芸術振興基金積立金補正額281万5千円につきましては、当初見込んでおりました金額を超える寄附金が寄せられたことから、寄附金収入及び積立金を補正しようとするものです。</p>
	<p>最後に、債務負担行為の設定について、御説明いたします。</p>
	<p>図書館補修費につきましては、末広図書館及び東光図書館の変圧器等を改修しようとするものであり、機器の納期や作業の準備期間などを考慮した結果、令和7年度中に契約を締結する必要があることから、令和8年度を期間とし、それぞれ917万円と1千130万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものです。</p>
<p>次に、科学館管理費につきましては、科学館プラネタリウムのドームシアターコンテンツ上映権賃借料について、令和8年度から2か年を期間とし、363万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものです。</p>	
<p>説明は以上です。</p>	
<p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p>	
<p>ありません。</p>	
<p>それでは、議案第3号「令和7年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>	
<p>異議ありません。</p>	
<p>「異議なし。」と認め、議案第3号については、原案どおり決定します。</p>	
<p>次に、議案第4号「令和8年度教育予算について」、説明願います。</p>	
<p>本件については、令和8年度教育予算に係る令和8年度旭川市一般会計予算について、今月、開催が予定されている旭川市議会令和8年第1回定例会に議案を提出するよう、市長に意見を申し出るものです。</p>	

はじめに、学校教育部所管分について、御説明いたします。

まず、本市全体の令和8年度一般会計予算案については、1,818億円であり、対前年度比16億6千万円の増、率にして0.9%の増となっております。教育費全体の概要については、市長部局の総合政策部、総務部、子育て支援部及び観光スポーツ部が所管する予算を含めた「教育費」の総額は、108億5,278万3千円であり、対前年度比3,984万円の減、率にして0.4%の減となっております。

学校教育部の予算概要については、「第2期旭川市学校教育基本計画」に掲げる3つの目標である、「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」、「子どもたちの学びの環境を整える」、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」について、関連する事業を中心に一般財源を配分しています。その結果、学校教育部所管では、合計66億6,990万6千円、対前年度比8億8,240万7千円の減、率にして11.7%の減となっております。

また、社会教育部所管では、合計22億4,825万6千円、対前年度比6,108万9千円の増、率にして2.8%の増となっており、両部を合わせた教育委員会予算は、合計89億1,816万2千円、対前年度比8億2,131万8千円の減、率にして8.4%の減となっております。

次に、学校教育部所管の主な事業、事業費、事業内容のうち、昨年11月に実施した市長への予算要望に係る主な事業について、御説明申し上げます。

まず、校内教育支援センター推進費1,673万8千円についてです。本市の不登校児童生徒数は、令和6年度は530人となるなど、近年、高止まりの状況が継続しており、不登校の状況に応じた支援体制の整備が喫緊の課題となっております。校内教育支援センターは、自分の教室に入りづらい生徒が落ち着いた空間の中で、自分のペースで学習・生活ができるよう支援するもので、今年度から、緑が丘中学校と永山南中学校の2校に設置し、いじめ対策官を兼務する「スクールライフサポーター」を配置して、ニーズに応じた学習のサポートといじめ防止対策を支援しております。この事業は、多くの不登校生徒がきめ細かな支援を受けられるよう、市内8地区の中学校に1校ずつ設置する、全市展開を計画しており、令和8年度は中学校3校に新たに設置し、スクールライフサポーターを配置いたします。

次に、学びの多様化学校設置準備費70万3千円についてです。従来の学校になじみず、学びにアクセスできない児童生徒が多数いる状況の中で、新たに「学びの多様化学校」を設置し、その実態に即した柔軟な学びの場を創出いたします。学びの多様化学校では、総授業時数の削減や独自の教科を設定でき、ゆとりある柔軟なカリキュラムにより、特色ある教育活動を行うことができるため、本市の特色を生かした独自の教育課程の編成や学習環境の整備を行い、全国初となる市立での小中一貫の義務教育学校としての開校を目指します。なお、校舎については、適正配置対象の開校となる小学校の活用を考えており、令和8年度は、専門家を交えて設置に向けた検討委員会を開催し、3年間の準備を経て、令和11年4月の開校を目指し、取組を進めたいと考えております。

次に、こども未来リユースバンク事業費468万1千円についてです。授業や学校生活で必要不可欠な学用品に係る経費は、小学校と中学校の9年

<p>社 会 教 育 部 長</p>	<p>間で、少なくとも83万円程度は必要であると試算しており、世帯全体の約20%は生活保護や就学援助で公的支援があるものの、残りの約80%の世帯は公的支援がなく、すべて家庭の負担となっており、その負担感は大きいものがあります。また、物価高騰が続く中で、家庭の負担は更に大きくなることが予想されることから、保護者の負担軽減の取組として、令和8年度から、スキーや制服などの11品目の学用品を対象に無償で回収し、必要な家庭に譲渡し再利用する「子ども未来リユースバンク」を創設いたします。</p> <p>次に、学校給食費支援費小学校9億1,185万3千円、中学校1億1,833万3千円についてです。令和7年度の給食費改定後も物価高騰が続いていることから、令和8年度においても、改定を決定したところです。令和8年度予算では、保護者の経済的負担を軽減するため、小学校においては、国の負担軽減、いわゆる給食費無償化による支援額が年額57,200円となっておりますが、本市の給食費はその基準額を超えるため、超えた分である年額16,000円についても、市として全額公費負担することとし、保護者負担をなしといたします。中学校においては、国の負担軽減の対象外となっておりますが、令和7年度及び令和8年度値上げ分を支援することとし、公費負担額は、中学校1・2年生は年額17,400円、中学校3年生は年額16,600円となっております。これにより、令和8年度の保護者負担額は、小学校は、保護者負担なし、中学校は、令和7年度と同額であり、1・2年生は、年額68,400円、3年生は、年額65,100円となっております。</p> <p>次に、学校施設冷房設備整備費です。令和7年度補正予算となりますが、小学校で2億2,773万3千円、中学校で7億6,839万5千円についてですが、普通教室等へのエアコンの設置は、小学校は令和8年夏までに、中学校は令和9年夏までに完了するよう、整備を進めてまいります。なお、予算要望時には令和8年度は、新たに体育館へのエアコンの設置について、全校の事前調査を実施する予定でありましたが、設置方法などの事業内容について再検討を求められたため、令和9年度以降に見送りとなっております。</p> <p>学校教育部の予算概要は以上です。</p> <p>続きまして、社会教育部では、社会教育基本計画に基づく、5つの基本目標の達成に向け、令和8年度も各種事業に取り組んでまいります。</p> <p>はじめに、昨年11月に実施しました市長への予算要望に係る主な事業につきまして、御説明いたします。</p> <p>基本目標5の関連事業、アイヌ施策推進費につきましては、第2期アイヌ施策推進地域計画に基づき、アイヌ団体等と協働してアイヌ文化の保存・伝承と普及・理解の促進を目指すものです。令和8年度は、神居古潭に仮設のユニットハウスを設置し、アイヌ団体に観光案内等の運営を委託するとともに、訪れた方にアイヌの人々の間に伝わる神居古潭の魔神伝説を楽しくわかりやすく伝えるため、スマートフォンを通じて現地の風景に魔神をはじめとするキャラクターのアニメーションを重ねることで、伝説のストーリーが再現される最新のAR技術の基盤整備を行います。こうした取組をきっかけにして、多くの方が地域のアイヌ文化に関する施設等を巡り、学びを深めていけるように事業を進めてまいります。</p>
--------------------	--

<p>教 育 長 坂 田 委 員 社 会 教 育 部 長</p>	<p>次に、市長公約の事業でもあります、基本目標4の関連事業で、資料の下段に記載してあります、文化施設等整備費について、御説明いたします。市民文化会館の建替えに向け、施設整備内容の具体的な検討を行う基本計画検討会を引き続き開催するとともに、令和7年度にイメージ模型を活用し、若い世代や現在の市民文化会館を利用したことがない市民など、幅広い方々からいただいた意見なども踏まえ、文化芸術活動に相応しい新文化ホールとなるよう、令和8年度では施設の規模や内容等を検討し、基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>以上、社会教育部が所管する予算概要についての説明とさせていただきます。</p> <p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>魔神伝説とは何ですか。</p> <p>アイヌの人々の間で古くから伝わる魔神伝説というものがあり、神居古潭には魔神の足跡や首など、奇岩となって残っているとされています。神居大橋から上流側に点在していますが、現地に行って説明を受けなければなかなか伝わらないということもあり、アイヌ団体の方に夏場の観光案内をお願いし、要所要所にARコンテンツを整備し、現地の風景を取り入れながら、魔神伝説のストーリーを体験できるような環境を整えようと考えています。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第4号「令和8年度教育予算について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第4号については、原案どおり決定します。</p> <p><報告第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱（臨時代理）について」></p> <p>令和8年2月4日から令和10年2月3日付けまでを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
<p>教 育 長 文化ホール担当課長</p>	<p>次に、報告第2号「契約の締結（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>大雪クリスタルホール照明装置更新業務については、旭川市議会令和7年第4回定例会において債務負担行為を設定し、本年1月16日に入札を実施した結果、契約の相手方を東邦電設株式会社に決定し、資料のとおり仮契約を締結したところであります。この契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に規定する予定価格1億5千万円以上の工事の請負契約に該当するため、本契約の締結に当たり、議会の議決が必要となることから、旭川市議会令和8年第1回定例会への議案提出に係る旭川市長への意見申出について、市議会への議案提出期限の関係から、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定に基づき、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものです。説明は以上です。</p>

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告第2号「契約の締結（臨時代理）について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>＜報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」＞ 令和8年2月1日付け旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>＜報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」＞ 令和8年1月9日付けから同年1月15日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>＜報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」＞ 令和8年1月7日付けの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
<p>教 育 長 学 務 課 長</p>	<p>次に、報告事項（2）「令和7年度教育奨励賞の決定について」、報告願います。 旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野においてすぐれた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童、生徒又はその団体を、学校長の推薦に基づいて表彰しているものです。 今年度は、8人の個人並びに3団体を被表彰者として決定いたしましたので、報告させていただきます。贈呈式につきましては、別途、日程について被表彰者と調整の上、教育委員会において令和8年3月中に執り行い、表彰状及び記念品を授与する予定です。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（2）「令和7年度教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（3）「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、報告願います。</p>
<p>教 育 指 導 課 長</p>	<p>令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が、1月8日にスポーツ庁から提供され、本市の結果報告書を取りまとめましたので、概要について報告いたします。 小学校では、男女の「握力」「反復横とび」、男子の「上体起こし」、女子の「ソフトボール投げ」で全国平均を上回っております。 実技の状況を総合的に表す「体力合計点」につきましては、男子において、令和6年度を上回る数値となり、女子についても令和6年度とほぼ同様</p>

の数値となっております。

中学校では、男子の「握力」のみ全国を上回っております。また、男子の「長座体前屈」「50m走」の2種目、女子の「長座体前屈」の1種目で北海道を上回っております。「体力合計点」につきましては、男女共に、令和6年度を上回る数値となっております。

続きまして、児童生徒質問調査において、結果に特徴が見られた項目で、「体育・保健体育の授業は楽しいですか。」及び「体育・保健体育の授業で、タブレットなどのICTを使って学習することで、『できたり、わかたり』することがありますか。」という質問に対し、「楽しい」又は「いつもある」と回答した割合は、小学校・中学校どちらも男女共に、全国と北海道の平均を上回っております。

次に、学校質問調査において、結果に特徴が見られた項目で、「調査やデータ等に基づき、PDCAサイクルを確立しているか」という質問について、「よく行っている」と回答した割合が、全国と北海道の平均を上回っております。

これらの結果から、本市の児童生徒の体力・運動能力については、「体力合計点」が依然として全国及び北海道の平均に届いていないものの、小学校は男女共に、全国との差が1点以内となっており、中学校は男女共に、合計点が昨年度を上回り、特に、男子においては、全国との差が、4年連続で改善していることから、向上している傾向にあると捉えております。

また、小学校・中学校どちらも男女共に、「継続的にICTを活用し、自身の動きを客観的に捉えることを通して、技能や知識の定着につなげるなど指導の工夫を行ったことにより、『できたり、わかたり』することがある」と肯定的に回答している児童生徒の割合が、全国及び全道を上回ったものと捉えております。

一方で、小学校では、「体育の授業は楽しい・やや楽しい」と肯定的に回答している児童の割合が、全国及び全道を下回ったことが課題であり、今後は、運動が苦手な児童へのスモールステップの指導や学習環境の充実など、授業に対する意欲を高める指導の一層の工夫や改善が必要であると考えております。

中学校では、「目標（ねらい・めあて）を意識して学習することで、『できたり、わかたり』することがある」と肯定的に回答している生徒の割合が、全国を下回ったことが課題であり、今後は、授業の目標を明示することや、新体力テストの結果等を活用し、個々の実態に応じた具体的な目標を生徒自身が立てることなど、指導の工夫や改善が必要であると考えております。

今後につきましては、本市の体育及び保健体育を担当する教員で構成した「授業力向上プロジェクトチーム」において、本調査の成果と課題を踏まえた「旭川市体力向上授業実践等事例集」を作成し、本資料と併せて市のホームページに掲載することにより、公表するとともに、教職員研修において、体育・保健体育の授業や授業以外における体力向上の取組の好事例と合わせて周知するなどして、活用の促進を図ってまいります。

また、北海道教育委員会の「体育エキスパート教員巡回指導事業」を活用し、本市の小学校に配置される体育エキスパート教員の取組について、学校

<p>教 育 長 坂 田 委 員 教 育 指 導 課 長 伊 東 委 員</p>	<p>訪問等を通じて広く普及啓発するなどして、各学校における「体力向上プラン」に基づいた体力向上のマネジメントを組織的・計画的に進められるよう支援してまいります。</p> <p>こうした取組を通じて、教員の資質向上や児童生徒の体力、運動能力及び運動習慣の向上を図ってまいります。報告は、以上です。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>50m走など脚力が弱いのは北国の特徴ですか。</p> <p>一概にそうとは言えませんが、その傾向は続いています。</p> <p>体育・保健体育の授業が「楽しい」と思っている児童生徒が全国を上回っていることは良いことです。一方で小学校については「楽しくない」と思っている児童が全国よりも多いため、先生方にはそうした児童が楽しいと思うことができるような授業や指導を行ってほしいと思います。</p>
<p>教 育 指 導 課 長</p>	<p>意欲を高めたり力を付けることができるような授業改善が必要だと思えます。今後、教職員研修や学校訪問を通じて、授業改善の取組を推進してまいります。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（3）「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>文 化 振 興 課 長</p>	<p>次に、報告事項（5）「第9回井上靖記念文化賞受賞候補者の推薦受付状況について」、報告願います。</p> <p>第9回井上靖記念文化賞につきましては、昨年11月4日から全国の文学館、美術館、文化芸術関連の支援団体及び有識者の方などを通じ、推薦の受付を行いましたところ、25件の御提出がありました。この推薦結果に、前回実施時の選考で一定の評価がありました候補者を加え、本事業を共同で実施する一般財団法人井上靖記念文化財団と協議を行った結果、今回は、特にこれからの活躍が期待できる26件を受賞候補者として選考を進めることといたしました。</p> <p>今後のスケジュールとしましては、2月28日に東京都内で選考委員会を開催の上で受賞者を決定し、3月上旬頃に、発表させていただく予定です。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>贈呈式につきましては、井上靖氏の生誕月であります5月下旬に、市内において行う予定で調整しております。教育委員の皆様にも、贈呈式の御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（5）「第9回井上靖記念文化賞受賞候補者の推薦受付状況について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>《 そ の 他 》</p> <p>本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和8年2月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>

《 閉 会 》